

川崎市告示第73号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和6年4月24日付川崎市告示第225号により指定した区域の一部(川崎市川崎区南渡田町13番1、17番32の各一部)(別図のとおり)

2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削除去